

コラム:元書記官の独り言～債権届出事項③(届出債権の特定)のはなし～

私は、当事務所にて事務職員として勤務していますが、前職は大阪地方裁判所の裁判所書記官として、裁判所での倒産事務に携わっておりました。現在も当事務所の倒産事件につき弁護士をサポートしていますので、元書記官の視点から、今回は、前回に引き続き、債権届出書の記載事項のうち、届出債権の特定についてお話いたします。

裁判所に提出する債権届出書には、破産債権については「額及び原因」(破産法111条1項1号)を、再生債権、更生債権及び更生担保権については「内容及び原因」(民事再生法94条1項1号、会社更生法138条1項1号、同条2項1号)を記載して届け出ることとされています。これは、債権の届出が倒産裁判所に対する債権の確定を求める訴訟行為としての性質を有していることから、債権届出書にも、民事訴訟手続における訴状の必要的記載事項(民事訴訟法133条2項)と同程度の「請求を特定するのに必要な事実」(民事訴訟規則53条1項括弧書き＝いわゆる「特定識別請求原因」)を記載し、債権を特定して届け出ることが求められるためです。債権の届出があると裁判所書記官によって債権者表が作成され、債権調査手続を経て確定した倒産債権は配当・弁済の対象になるとともに、確定事項が記載された債権者表の記載は、倒産債権者(破産債権者、再生債権者、更生債権者及び更生担保権者)の全員に対して(更生手続の場合はさらに株主全員に対しても)確定判決と同一の効力を有する(破産法124条3項、民事再生法104条3項、会社更生法150条3項)こととなります。

債権届出書は、各裁判所で独自の様式が用意されており、裁判所が把握している債権者には、届出用紙と記載要領などの説明書類が送られてきます。よって、裁判所ごとに債権届出書の様式は若干違うわけですが、どこの裁判所の様式であっても、代表的な債権(売掛金、貸付金、請負代金など)については債権の特定に必要な事項(契約年月日、取引期間、取引の内容、弁済期など)を記載する欄が債権届出書に予め印刷されていることがほとんどであり、送られてきた債権届出書の様式に従って必要事項を埋めていくだけでほぼ完成することができるので、深い法律知識がなくても債権届出書の作成自体にさほどの難しさはありません。

また、届出債権が多数ある場合や記載すべき「原因」が複雑な場合などには、別紙に記載したものを届出書に添付して届け出ることできるので、比較的自由的な記載が可能です。

しかし、基本的には、債権届出書に記載すべき「原因」は、先に述べたとおり、あくまで訴状における「特定識別請求原因」に相当する程度の実事であり、民事訴訟手続において勝訴するために主張が必要とされる、いわゆる「理由付け請求原因」に相当するレベルの記載までは不要です。届出債権に関する細かい事情や過去の経緯、破産者側から受けた主張などを詳細に記載するような必要もありません。むしろ、ほかの債権と届出債権を区別・特定するために必要な事実を分かりやすくシンプルに記載することの方が重要といえます。

(弁護士法人大江橋法律事務所職員・元裁判所書記官)

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】